

学生教育研究災害障害保険について



熊本学園大学では、在学生のみなさんの学修中や通学中、部活中の
もしものケガの場合に備えて「学生教育研究災害障害保険」に全員加
入しています。

以下のような場合には、保険金を請求できますので、保健室に申し
出てください。

- ✓ 通院日数 **1 日目**から請求できる場合

○授業中や学校行事中にケガをして病院を受診した

- ✓ 通院日数 **4 日以上**で請求できる場合

○学校の施設内を利用中や通学中、実習のため施設間を移動
中にケガをして病院を受診した

- ✓ 通院日数 **14 日以上**で請求できる場合

○部活中にケガをした

* 上記のケースで**入院した場合は 1 日目から**請求できます

* 請求する場合は保健室を通して手続きが必要です

(事故報告ハガキや請求書などの提出)

* 病院の領収書のコピーが必要です

*** 該当するかな? と思った時には、まず、保健室にお尋ねください**

直通電話 : 096-362-4876